

平成30年6月7日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03219

研究課題名(和文)商品・サービス・事業者の信用や評判に係る法制の体系的研究

研究課題名(英文) study of legal systems for credit and reputation related to goods, services and business

研究代表者

野田 耕志 (NODA, Kouji)

北海道大学・法学研究科・教授

研究者番号：00344648

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、商標法や不正競争防止法等の知的財産法の立場、ならびに、商法・会社法や金融商品取引法等の企業法の立場から、優れた商品やサービスを提供する者、ならびに、優れた事業を営む者のインセンティブのために信用や評判が有効に機能する法制度を模索するものである。これまでの研究期間においては、上記にかかる多くの制度や理論を調査し、それらを機能論的に体系化し、その上で、具体的な問題やあるべき規範との関係に当てはめて考察してきた。具体的には、様々な認証機関の体制の相違と有効性について考察を行い、さらに、知的財産権(その侵害)と不正競争防止法との関係を具体的論点、事例に基づき考察してきた。

研究成果の概要(英文)：This research surveys a legal system in which credit and reputation can function effectively for the incentive of those who provide excellent products and services and those who perform excellent business from the standpoint of intellectual property law such as trademark law and unfair competition prevention law, and company law such as commercial law, corporation act and securities regulation.

研究分野：民事法学

キーワード：信用 評判 認証 ゲートキーパー デュー・ディリジェンス 開示 商品等表示 知的財産

### 1. 研究開始当初の背景

事業者がその商品やサービスの質を改善させ、または、維持させる結果、取引相手方（消費者）は、当該事業者が提供する商品やサービス、あるいは、事業の質に対する一定の期待をもつことになり、すなわち、当該事業者、ならびに、その商品やサービスに係る信用や評判が生じることになる。したがって、事業活動を営む者は、自らの信用や評判を拡大し維持するため、自他の商品やサービス、ならびに、事業を区別するための表示を付し、自らの商品やサービス、事業の質を改善し維持するように努める。

事業者の商品やサービスの表示、あるいは、事業主体表示を他者が模倣することを許すと、取引相手方（消費者）は当該事業者の商品、サービス、あるいは、事業主体表示を混同してしまい、当該事業者の売上げが減少することになる。さらに、模倣者が粗悪な商品、サービスを提供し、あるいは、事業を営むことで、事業者において築き上げられてきた信用や評判が傷つけられてしまう。結果的に、事業者においてこの信用や評判を改善し維持するインセンティブが失われることになる。そこで、商品やサービス、ならびに、事業の質に係る信用や評判を改善し維持するインセンティブを事業者に与えるべく、商品やサービス、ならびに、事業を示す表示を他者が模倣することを禁止する必要がある。このルールは、商品やサービスについて商標法や不正競争防止法で定められており、事業主体表示については商法・会社法や不正競争防止法において定められている。

他方で、確立された信用や評判の下で事業者が自ら、粗悪な商品やサービス、あるいは、事業を優れたものであると誤解を与えて、築き上げてきた信用や評判を不当に利用することもありうる。事後的にこのことが判れば、そのような事業者の商品やサービス、あるいは、事業の信用や評判は失われることになるが、これによる損失よりも信用や評判を不当に利用する利益が上回ると判断される限り、事業者は信用や評判を不当に利用しようとするインセンティブをもちうるだろう。これが生じうる状況では、取引相手方（消費者）は、およそ事業者一般が商品やサービス、あるいは、事業に係る信用や評判を不当に利用しようとしているのではないかと疑い、商品やサービスの質、あるいは、事業の質を割り引いて評価してしまう。結果的に、信用や評判を高め、維持するべく優れた商品やサービス、あるいは、事業の質を高めようとする事業者におけるインセンティブが減殺されることになる。ここに信用や評判の限界が存在する。

これを改善する方法の一つとして、商品やサービス、あるいは、事業（者）に係る情報開示、専門家による認証や保証、民事責任・行政規制によるサンクシヨンの事前の予告設定などが考えられる。

上記を視点に、本研究は、知的財産法の立場、あるいは、商法・会社法や金融商品取引法等の企業法の立場から、優れた商品やサービスを提供する者、ならびに、優れた事業を営む者のインセンティブのために信用や評判が有効に機能しうる法制度を模索するものである。

### 2. 研究の目的

本研究は、商標法や不正競争防止法等の知的財産法の立場、ならびに、商法・会社法や金融商品取引法等の企業法の立場から、優れた商品やサービスを提供する者、ならびに、優れた事業を営む者のインセンティブのために信用や評判が有効に機能しうる法制度を模索するものである。すなわち、様々な商品やサービス、あるいは、事業の信用や評判を保護するための法制度が存在するなかで、そこでの信用や評判が具体的にどのように機能し、どのように確立され、さらに、その限界とはどのようなものかを具体的に明らかにし、信用や評判を保護する現行法制度の問題点を洗い出し、保護すべき信用や評判の対象、その確立のためのあるべき法制度を体系的に整理しようとするのが本研究である。

### 3. 研究の方法

本研究の手法として、商品、サービスおよび事業者の表示、ならびに、それらの信用や評判に係る法制度について比較法研究を実施してきた。これは、外国の法制度や理論状況を参考にすることで、わが国の法制度の位相を相対的・客観的に明らかにすることができ、あるべき法制度を探ることができるためである。本研究における研究代表者と研究分担者の大きな役割は、以下の通りである。

研究代表者（野田）は、企業の情報開示と評判の確立に係る企業法（会社法や証券諸法）関連の文献調査を実施し、同分野の最新の理論状況を把握し、そのうえであるべき法制度を探究する。

研究分担者（駒田）は、商標法および不正競争防止法、あるいは、広く知的財産法に関連する文献調査を実施し、同分野の最新の理論状況を把握し、そのうえであるべき法制度を探究する。

### 4. 研究成果

(1) 本研究は、商品、サービスおよび事業者の信用・評判に係る法制度について、「認証者による認証サービスに支えられた下で、優れた商品やサービスを提供する者、優れた事業を営む者のインセンティブのためにそれらの信用や評判が発展し、確立され、それが有効に機能する市場環境が整えられる」と、「事業者自らの努力で発展し、確立された信用や評判（あるいは、知的財産）は、他者に不当に利用されないように保護されなければならない」という考察の枠組み

により体系化が図られるべきというものである。この考察の枠組みについて、研究代表者と研究分担者が第一次的に比較法研究を実施することで研究を進めてきた。

これまでの研究期間においては、上記にかかる多くの制度や理論を調査し、それらを機能論的に体系化し、その上で、具体的な問題やあるべき規範との関係に当てはめて考察し、上記 および の体系化の重要性を明らかにしてきた。その一例が、企業のコーポレート・ガバナンスと認証（機関）の関係であり、また異なる側面として、様々な認証機関の体制の相違と有効性の比較検討である。さらに、知的財産権（その侵害）と不正競争防止法との関係を具体的論点、事例に基づき考察しているところである。

(2) まず、上記考察枠組の研究に関して、商品、サービスおよび事業者の信用や評判に係る法制度の根幹を支えるものとして位置付けられる、認証者による認証サービスについて、第一に、その有効性のためのアメリカにおける最新の理論（アプローチ）のキャッチ・アップを行い、第二に、様々な市場で存在しうる個々の認証者（ゲートキーパー）ごと、ここでの理論（アプローチ）を参照しつつ、認証サービスを有効とする規制・責任や体制、あるいは、論点について具体的な整理を行ってきた。本研究では、商品、サービスあるいは事業者のための認証者あるいは市場ごとで認証の役割、および、認証に係る審査（デュー・ディリジェンス）の実務・程度に違いがあり、法的責任の必要性等、認証サービスの有効性を論じる上で認証者あるいは市場ごとで類型化して整理することが重要であることが改めて認識された。

第一に、企業のコーポレート・ガバナンスと認証（機関）の関係について、近年、企業価値向上のためにコーポレート・ガバナンス・コードが策定され、各企業はこれに応じた対応が求められるようになってきているが、金融商品取引法の開示規制の観点から見ると、開示情報の充実のみならず真実性・正確性のためにコーポレート・ガバナンス・コードは意義づけられるべきである。そこでは、評価、認証を行う専門家・認証機関が果たす役割が重要となり、とりわけ、専門家・認証機関が行うデュー・ディリジェンスの意義、および、その実施主体、対象の明確化が重要となる。

コーポレート・ガバナンス・コードでは、取締役会の役割の重要性が挙げられているところ、デュー・ディリジェンスはそこでの意思決定や監督、評価に資するものであり、具体的にどのような連携がはかられるべきか、さらに、それを踏まえてどのように有効なものとなるかの検討は、コーポレート・ガバナンスの成否にも関わることになる。また、独立社外取締役とデュー・ディリジェンスの連携が図られることで、彼らとその責務を有効に果たすことが、また、有効なデュー・デ

ィリジェンスが実施されることが期待される。

第二に、様々な認証機関の体制の相違と有効性について、ISO、信用格付機関、投資銀行等、社会に存在する様々な認証機関およびそのサービスを比較検討し、認証に係る審査（デュー・ディリジェンス）の実務・程度の相違、および、認証サービスの有効性のために考慮されうる要素を類型化して考察してきた。

特に引受証券会社は、発行会社について包括的に審査を行うことが期待され、開示情報の正確性の要となる存在であるが、法律顧問や監査法人・公認会計士、あるいは、社外取締役との連携が欠かせない。証券会社が行うデュー・ディリジェンスにおいて法律顧問、監査法人・公認会計士、社外取締役がどのように関わっているのかについて、さらに、最適な役割分担や責任の所在を探求していくことが、開示情報の正確性のため、また、投資者や証券市場の信頼のために重要であることが認められる。

(3) 次に、上記考察枠組の研究に関して、第一に、侵害であると信じた特許権者等がその告知・警告を行ったが事後の訴訟で非侵害と判断された場合に、信用毀損の不正競争が成立するか否かに関しては、議論が存する。この点、比較法上の示唆を受けて、知的財産権の正常な行使については不正競争の成立を安易に認めるべきでないとする有力説があり、これに同調したと思われる近年の裁判例もあるものの、多数説は、非侵害であれば原則として不正競争の成立を認めてよく、知的財産権の正常な行使か否かは過失判断のところ調整すればよいとしている。本研究では、比較法の成果として示される規律がわが国において支持を得ていないのはいかなる理由によるものか、諸外国の規律がわが国の多数説のそれと異なりうる必然的な事情はあるかを考察してきた。

第二に、競争企業の顧客等への知的財産権侵害に係る警告文書の頒布が不正競争防止法2条1項15号所定の信用毀損行為に該当するか否かについて研究を行っているところ、わが国では、侵害が否定されれば、警告が知的財産権の行使として正常であったか否かを考慮せずに不正競争を成立させる見解がきわめて有力であるところ、これまでに行った比較法調査によると、フランスの裁判例は、不正競争の成否について警告の不当性や競争企業を誹謗する要素に焦点を当てていることが判明した。同国の学説等の一層の調査を通じて、彼我の相違の原因を考察してきた。

その結果、次のようなことが判明した。上記の比較法上の示唆として主に参照されるのは、実のところドイツ法である。フランスではむしろ、わが国の多数説に近い立場が採られている。ドイツでは、知的財産権の正常な裁判外行使は、たとえそれが最終的に理由

のないものであることが確定したとしても、原則として違法ではなく、当該行為には同国民法 823 条 1 項の適用がなく、格別に不正競争防止法の要件を備える場合にのみ、損害賠償責任を生ずる旨を述べた最高裁決定（2004 年 8 月 12 日決定）の存することが、わが国において広く紹介されてきた。そしてこれが、比較法研究の成果として、わが国で長く参照されてきた。

しかし、研究分担者の調査によれば、同国では、上記 2004 年決定後すぐにこれを変更する民事大部決定（2005 年 7 月 15 日決定）が出されている。同決定によれば、理由のない侵害警告は、たとえそれが正常な知的財産権の行使といえるものであったとしても、やはり原則として違法である。それは民法 823 条 1 項の適用を優に受けうるのであって、営業権の侵害と評価される。格別に不正競争防止法上の責任のみを発生させるわけではない。したがって同国の不法行為法の効果として、知的財産権者（侵害告知者）は、理由のない告知を行ったというだけで、直ちに妨害排除請求を受けうる。損害賠償請求については、さらに過失の存在が必要である。この 2005 年決定の考え方こそが、今日のドイツの判例法理を形成するものと評価されている。ここで要求される知的財産権者の注意義務の程度は、格別に高いものではない。侵害の成否を判断しうる相応の技術的知識を告知者が有していたとか、侵害を否定する資料をすでに入手していた場合などに、告知者の有責性が肯定されている。

以上の調査結果は結局のところ、ドイツ法も、大枠ではわが国の多数説と似た解決を図っていることを示すものである。ただ、同国では、不正競争行為とは別に営業権侵害の訴権も成立しうるため、わが国よりも若干、被告告知者の保護に厚くなっている。研究分担者は現在、理由のない侵害告知はそれだけで不正競争を成立させるという解釈の方向性が正しいことを前提としつつ、さらにいかなる場合に告知者の過失が認定されうるかを、主にドイツ法・フランス法上の先例との比較において明らかにしようとしている。その成果は、2018 年 9 月に刊行予定の『特許研究』誌（レフェリー付）に掲載予定である。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

##### 〔雑誌論文〕（計 8 件）

野田耕志、公募増資と主要目的ルール、ジュリスト、査読無、1518 号、2018、98 頁～99 頁

駒田泰土、差押えに係るフランス法の実際  
欧州証拠収集制度の祖型、別冊パテ  
ント、査読無、19 号、2018、76 頁～85 頁

駒田泰土、商品のデザインと知的財産法、  
法学教室、査読無、449 号、2018、16 頁～

21 頁

野田耕志、外観が同一である新会社につき  
法人格の濫用が認められた事例〔東京地裁  
平成 27.10.8 判決〕、ジュリスト、査読無、  
1506 号、2017、100 頁～103 頁

駒田泰土、確定審決の一事不再効の客観  
的範囲、新・判例解説 watch（速報判例解  
説）、査読無、21 号、2017、251 頁～254  
頁

野田耕志、投信販売について説明義務違  
反・目論見書責任が争われた事例、ジュリ  
スト、査読無、1490 号、2016、115 頁～118  
頁

駒田泰土、私的録画補償金制度における製  
造業者の協力義務と特定機器該当性、小泉  
直樹＝田村善之、駒田泰土、上野達弘編著  
著作権判例百選〔第 5 版〕〔別冊ジュリスト〕、  
査読無、231 号、2016、142 頁～143 頁

駒田泰土、特許権の存続期間終了後に行わ  
れた可能性のある譲渡から生ずる損害は  
期間中にされた譲渡の申出と相当因果関  
係にあるものと認めた事例、『新・判例解  
説 Watch』（法学セミナー増刊）、査読無、  
18 号、2016、269 頁～272 頁

##### 〔学会発表〕（計 2 件）

駒田泰土、Reference Points for and  
Obligors of Levies in the Online-World、  
The Sixth Conference on European and  
Asian Intellectual Property: Exploring  
Sensible Ways for Paying Copyright  
Owners、2017

駒田泰土、La protection de l'art  
appliqué par le droit d'auteur  
en droit comparé、トウールーズ第  
1 大学主催比較法研究会、2016

##### 〔図書〕（計 7 件）

中山信弘、小泉直樹編、駒田泰土他著、青  
林書院、新・注釈特許法〔第 2 版〕、2017、  
1152 頁

Yasuto Komada、Kung-Chung Liu et al.,  
City University of Hong Kong Press、  
Annotated Leading Patent Cases in Major  
Asian Jurisdictions、2017、458

Yasuto Komada、Kung-Chung Liu, Reto M.  
Hilty et al., Springer, Remuneration of  
copyright Owners Regulatory Challenges  
of New Business Models、2017、327

奥島孝康、落合誠一、浜田道代編、野田耕  
志他著、日本評論社、新基本法コンメンタ  
ール会社法 2〔第 2 版〕、2016、652 頁（141  
頁～156 頁担当）

駒田泰土、潮海久雄、山根崇邦、有斐閣、  
知的財産法 著作権法、2016、252 頁（2  
頁～110 頁担当）

駒田泰土、潮海久雄、山根崇邦、有斐閣、  
知的財産法 著作権法、2015、252 頁（1  
頁～110 頁担当）

松井茂記、鈴木秀美、山口いつ子編 駒田

泰土他著、有斐閣、インターネット法、2015、  
388 頁 ( 249 頁 ~ 273 頁担当 )

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

野田 耕志 ( NODA, Kouji )  
北海道大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号： 0 0 3 4 4 6 4 8

(2) 研究分担者

駒田 泰土 ( KOMADA, Yasuto )  
上智大学・法学部・教授  
研究者番号： 3 0 3 3 4 2 8 8